

第24期第34回農業委員会総会

◇日 時 令和5年4月14日（金）午後2時00分

◇場 所 昭島市役所301会議室

◇出席委員 1番 谷部英治 2番 鈴木 実 3番 小町江津子 4番 石川光雄
5番 坂本 陽 6番 細井洋治 7番 高垣明枝 8番 篠 吉和
9番 指田貞芳 10番 木野篤志 11番 宮崎邦康 12番 清水幸治
13番 野島喜博

◇欠席委員

◇議事録署名委員 8番 篠 吉和 9番 指田 貞芳

◇事務局 森田事務局長 飯島農政係長 書記 小湊

◇会議に付した事項 議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について
報告第1号 農地法第3条の規定による届出について（専決）
報告第2号 農地法第4条の規定による届出について（専決）
報告第3号 農地法第5条の規定による届出について（専決）

議 長 それでは、只今から、第34回農業委員会総会を開催します。
本日の議事録署名委員の指名をいたします。本日の議事録署名委員は
8番 篠委員 9番 指田委員 を指名します。

議 長 これより本日の議事に入ります。
本日の総会議案は、
議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について (4件)
報告第1号 農地法第3条の規定による届出について（専決） (1件)
報告第2号 農地法第4条の規定による届出について（専決） (3件)
報告第3号 農地法第5条の規定による届出について（専決） (2件)

議 長 それでは、議案第1号 番号1 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上程いたします。事務局より提案説明願います。

事務局長 はい、事務局。議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上記の議案を次の通り提出する。令和5年4月14日 提出者 昭島市農業委員会会长 谷部英治 番号1-1 所在 ■■■■■ 地番■■■■■ 登記簿田 現況田 面積406m² 同じく地番■■■■■ 登記簿田 現況田 面積538m² 番号1-2 所在 ■■■■■ 地番■■■■■ 登記簿畠 現況畠 面積663m² 面積合計1,607m² 申請人は、■■■■■ ■■■■■ 引き続き農業経営を行っている期間につきましては、令和2年4月1日から令和5年3月31日までとなっております。備考につきましては、平成29年2月14日付相続税納税猶予適格者証明を発行しております。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議 長 続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。
13番 野島委員説明願います。

13番委員

はい、説明いたします。

以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質問等ありますか。

委員一同

ありません。

議長

質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同

異議なし。

議長

ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。

議長

次に、議案第1号 番号2 引き続き農業経営を行って、上程いたします。事務局より提案説明願います。

事務局長

はい、事務局。議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上記の議案を次の通り提出する。令和5年4月14日 提出者 昭島市農業委員会会長 谷部英治 番号2-1 所在 ■■■■■ 地番■■■■■ 登記簿畠 現況畠 面積651m²の内500.98m² 同じく地番■■■■■ 登記簿畠 現況畠 面積436m²の内416m² 番号2-2 所在 ■■■■■ 地番■■■■■ 登記簿田 現況畠 面積274m² 同じく地番■■■■■ 登記簿田 現況畠 面積304m² 同じく地番■■■■■ 登記簿畠 現況畠 面積337m² 同じく地番■■■■■ 登記簿田 現況畠

面積578m²の内573.79m² 同じく地番■■■■■ 登記簿田 現況畠 面積208m²
番号2-3 所在 ■■■■■ 地番■■■■■ 登記簿畠 現況畠 面積551.5m² ■
■■■■■ 地番■■■■■ 登記簿畠 現況畠 面積767m² 同じく地番■■■■■ 登記簿畠 現況畠 面積264m² 同じく地番■■■■■ 登記簿畠 現況畠 面積20m² 面積合計4,216.27m² 申請人は、■■■■■ ■■■■■ 引き続き農業経営を行っている期間につきましては、令和2年4月1日から令和5年3月31日までとなっております。備考につきましては、平成23年5月16日付相続税納税猶予適格者証明を発行しております。

以上、よろしくご審議賜りますようお願ひいたします。

議長

続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。

11番 宮崎委員説明願います。

11番委員

はい、説明いたします。

以上です。

議長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質問等ありますか。

委員一同 ありません。

議長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。

議長 次に、議案第1号 番号3 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上程いたします。事務局より提案説明願います。

事務局長 はい、事務局。議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上記の議案を次の通り提出する。令和5年4月14日 提出者 昭島市農業委員会会長 谷部英治 番号3 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畠 現況畠 面積476m²の内358.43m² 同じく地番■■■■ 登記簿畠 現況畠 面積402m²の内219.55m² 面積合計577.98m² 申請人は、■■■■ ■■■■ 引き続き農業経営を行っている期間につきましては、令和2年4月1日から令和5年3月31日までとなっております。備考につきましては、平成23年6月16日付相続税納税猶予適格者証明を発行しております。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいいたします。

議長 続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。
13番 野島委員説明願います。

13番委員 はい、説明いたします。

以上です。

議長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質問等ありますか。

農政係長 事務局からよろしいでしょうか。

今回雑草対策のお話をした際に、申請者から自然農法というお話をいただきました。しかし、圃場を見る限りでは季節の雑草が散見される状態でした。納税猶予制度というのは、農地でなければ受けることができません。ここでいう農地は、肥培管理がされていて、すぐに耕作ができる状態とされています。このような根拠があるため、畑に関してはきちんと除草をしていただくというご説明をしてありますので、ご承知おきいただきたいと思います。

議長 ありがとうございます。
他に質問等ありますか。

委員一同 ありません。

議長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。

議長 次に、議案第1号 番号4 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上程いたします。事務局より提案説明願います。

事務局長 はい、事務局。議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上記の議案を次の通り提出する。令和5年4月14日 提出者 昭島市農業委員会会長 谷部英治 番号4 所在 ■■■■■ 地番■■■■■ 登記簿畠 現況畠 面積614m² 同じく地番■■■■■ 登記簿畠 現況畠 面積455.17m² 同じく地番■■■■■ 登記簿畠 現況畠 面積205m² 同じく地番■■■■■ 登記簿畠 現況畠 面積382m²実測382.54m² 同じく地番■■■■■ 登記簿畠 現況畠 面積263m²実測263.78m² 同じく地番■■■■■ 登記簿畠 現況畠 面積433m²実測636.33 面積合計2,352.17m²実測2,556.82m² 申請人は、■■■■■ ■■■■■ 引き続き農業経営を行っている期間につきましては、令和2年4月1日から令和5年3月31日までとなっております。備考につきましては、平成23年4月13日付相続税納税猶予適格者証明を発行しております。

議長 続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。
4番 石川委員説明願います。

4番委員 はい、説明いたします。

の道に入り約30m進んだ左側の農地です。農地の状況ですが、地番■■■■■は、ガラス温室1棟、南側端にボイラーの燃料タンク2棟と資材置場があり、温室内ではトマトやナス等の野菜苗が栽培中でした。地番■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■は、ガラス温室3棟、ビニールハウス3棟、露天の花弁育成場2か所、北側端に資材及び資材置場があり、温室内ではスイートバジル、トマト、ナス、シソの野菜苗、ゼラニウム等が栽培中でした。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春は、シソ、ナス、トマト、ハーブ等の野菜苗とゼラニウム。夏は、ポーチュラカ、ケイトウ、マリーゴールド。秋から冬は、パンジー、ビオラ、サクランボです。出荷状況は、■■■■■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■です。納税猶予制度の説明は、致しました。指摘事項は、資材・機材置場を整理するように指摘しました。

以上です

議長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質問等ありますか。

委員一同 ありません。

議長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。

議長 次に、報告第1号 番号1 農地法第3条の規定による届出についてでございます。事務局より専決した内容の説明を願います。

事務局長 はい、事務局。報告第1号 農地法第3条の規定による届出について（専決）
番号1 所在 ■■■■■ 地番■■■■■ 登記簿畠 現況畠 面積320m² 同じく
地番■■■■■ 登記簿畠 現況畠 面積832m² 面積合計1,152m² 届出人は、■■■■■
■■■■■ 届出理由は、相続 令和4年5月10日 ■■■■■ 死亡のため。

以上、よろしくお願ひします。

議長 続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。
13番 野島委員説明願います。

13番委員 はい、説明いたします。

りました。
以上です。

議長 以上、説明が終わりました。農地法第3条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議長 次に、報告第2号 番号1 農地法第4条の規定による届出についてでございます。事務局より専決した内容の説明を願います。

事務局長 はい、事務局。報告第2号 農地法第4条の規定による届出について（専決）
番号1 所在 [REDACTED] 地番 [REDACTED] 登記簿畠 現況畠 面積355m² 届出人は、[REDACTED] 転用目的は、福祉施設です。
以上、よろしくお願いします。

議長 続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。
9番 指田委員説明願います。

9番委員

はい、説明いたします。

番号1 申請者名及び土地の所在は、総会資料12ページのとおりです。案内図と公図は総会資料13ページを参照してください。調査年月日は、令和5年4月10日土地の案内につきましては、■■■■■■■■より■■■■を北へ45m進み、■■■■■■■■を左折し、西へ40m進んだ右側の土地です。農地の状況ですが、以前農園だったところが本件に基づき撤去され、雑草地となっていました。また、片づけが未処理の部分もありました。周囲の状況ですが、東は、集合住宅。南は、道路。西は、集合住宅。北は、畑です。転用事業に関連する特記事項は、特にありません。

以上です

議長 以上、説明が終わりました。農地法第4条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議長 次に、報告第2号 番号2 農地法第4条の規定による届出についてでございます。事務局より専決した内容の説明を願います。

議長 続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。
4番 石川委員説明願います。

4番委員

はい、説明いたします。

西、北ともに砂利が敷いてある空き地です。転用事業に関連する特記事項は、特にありません。
以上です。

議長 以上、説明が終わりました。農地法第4条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議長 次に、報告第2号 番号3 農地法第4条の規定による届出についてでございます。事務局より専決した内容の説明を願います。

事務局長 はい、事務局。報告第2号 農地法第4条の規定による届出について（専決）
番号3 所在 ■■■■■ 地番■■■■■ 登記簿畠 現況畠 面積166m² 同じく
地番■■■■■ 登記簿畠 現況畠 面積4.56m² 面積合計170.56m² 届出人は、
■■■■■ ■■■■■ 転用目的は、自用住宅です。
以上、よろしくお願いします。

議長 続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。
13番 野島委員説明願います。

議長 以上、説明が終わりました。農地法第4条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議長 次に、報告第3号 番号1 農地法第5条の規定による届出についてでございます。事務局より専決した内容の説明を願います。

事務局長 はい、事務局。報告第3号 農地法第5条の規定による届出について（専決）
番号1 所在 [REDACTED] 地番[REDACTED] 登記簿番 現況雑種地 面積100m² 譲
受人は、[REDACTED] [REDACTED] 譲渡人 [REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED] 転用目的は、所有権移転で建売住宅です。
以上、よろしくお願ひします。

議長 続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。
8番 篠委員説明願います。

る特記事項は、特にありません。
以上です。

議長 以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議長 次に、報告第3号 番号2 農地法第5条の規定による届出についてでございます。事務局より専決した内容の説明を願います。

事務局長 はい、事務局。報告第3号 農地法第5条の規定による届出について（専決）
番号2 所在 ████ 地番 ████ 登記簿番 現況公衆用道路 面積66m²
譲受人は、████████████████████ 譲渡人は、████████████████████████████████
████████ 転用目的は、所有権移転で公衆用道路です。
以上、よろしくお願いします。

議長 続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。
6番 細井委員説明願います。

6番委員 はい、説明いたします。

議長 以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議長 それでは、以上をもちまして、農業委員会総会を終了とさせていただきます。

議事録署名者

議長	
委員	
委員	